

◇単純な労務に雇用される職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

- 1 職員の勤怠による基準昇給号給数の調整に係る休職等の事由を改めることにしました。
- 2 育児に係る部分休業のため勤務しなかった職員の復職時等における号給の調整に係る換算率を定めることにしました。
- 3 この規則は、令和7年10月1日から施行することにしました。

(総務局人事部給与課)